

## 鎌倉北条氏列伝（三）北条時頼

長 又 高 夫

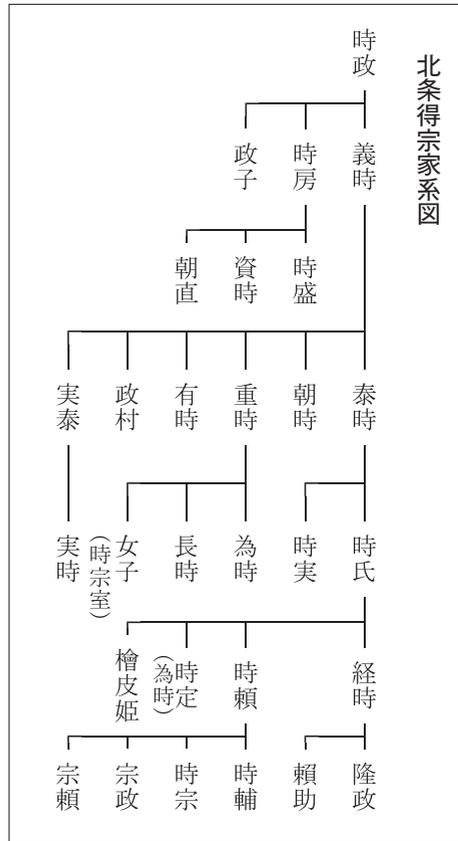
### 兄経時との関係

北条時頼は、安貞元（一二二七）年、北条泰時の長男時氏の次男として京都六波羅に生まれた。時頼といえど、仁政を行うと共に、平和裏に北条氏一門を結束させ、自らは、得宗、つまり北条嫡流家の家督として揺るぎない地位を得たかのように評価されてきた。しかし、実際の所は、時に狡猾な手段を用いながら、修羅場をくぐり抜け、ようやくその地位を得たのであった。

一門による翼賛体制を目指した北条義時の政治路線を継承した北条泰時は、さらに執権政治を構築し、北条氏が幕府政治の主導権を握った。父義時から家督を受け継ぎ、自らが執権という幕政上の最高位に就いた泰時は、その地位を子ども達に相続させる予定であったが、長男時氏と次男時実が相次いで早世した為、泰時の構想に狂いが生じた。

泰時は、時氏の長子経時を自らの後継者として指名したのであった。経時の跡を弟時頼が襲うなど、泰時は想像だにしなかったはずである。『吾妻鏡』にはエピソードを挟んで、兄経時よりも弟時頼の方が冷静沈着で執権としての適

北条得宗家系図



正があるように泰時が考えていた様に描かれているが、これは『吾妻鏡』編纂者による曲筆であろう。

泰時は、経時に対し、一門の北条(金沢)実時を補佐役とするようにアドバイスするなど、年若い経時に気配りを見せている。泰時が亡くなる前年の仁治二(一二四一)年六月に、十八歳の経時を評定衆に任じ、八月には、従五位上の位を得させている。

父時氏が亡くなつてから五年後の文暦元(一二三四)年、経時が元服する際に、祖父の泰時が「弥四郎」という仮名を敢えて経時に名乗らせたのも、時政、義時がいずれも「四郎」を名乗った先例を意識しての命名だったはずである。

泰時は仁治三(一二四二)年六月に卒去する。それにともない六波羅探題北方であった北条(極楽寺)重時と、南方であった北条時房の子、(佐介)時盛が急遽鎌倉に下り、万が一に備えた。京都を留守にしてまでもなぜ二人は鎌倉へ下向したのであるか。時盛の場合は、嫡子ではなかったが、義時が卒去した際にも両六波羅探題が鎌倉に下向し、執権・連署に就任した先例があったから、連署などの要職に就任するチャンスが自分にもあると考え、関東に下向し

たようである。しかし、時盛は所期の目的を果たせず失意の内に出家している。時房の家嫡は、時房の意思で北条泰時の女を妻とする（大仏）四郎朝直（母は足立遠元女）に既に決せられていたから、時盛が連署に就く道は既に閉ざされていたのである。嫡子の朝直は二十九歳で叙爵し、嘉禎四（一二三八）年に武蔵守、延応元（一二三九）年に評定衆、寛元元（一二四三）年には遠江守に就任するなど、順調にその地位を固め、北条一門の支柱となっている。

一方、重時の場合は、一族の重鎮として泰時の遺志を尊重し、経時に無事に嫡流家の家督を継がせることを目的に鎌倉入りした。義時が卒去した際に、反対勢力を押さえ込む為に六波羅探題であった叔父時房が鎌倉に下向し、姉政子と共に甥泰時の相続をサポートしたと軌を一にする。重時の場合は、泰時と家督を争った事もある同母兄、北条（名越）朝時を押さえ込むのが目的であった。しかし、重時は経時の執権就任を見届けると、朝廷側を監視するために上京し、再び六波羅探題の任に就く。権力基盤の弱い経時政権に対して、その隙を伺う勢力が都で生じないかどうかを見定める必要があったのであろう。関東では、権力集中に焦る経時とそれを不快に思う將軍九条頼経の間で溝が深まり、執権派と將軍派との間で緊張が高まった。頼経は京の実父九条道家とも連絡を取り合い、経時を排除せんとする計画を練り始めた。頼経のもとには評定衆の後藤基綱、狩野為佐をはじめとして、名越流北条氏、三浦氏一族（朝時三男名越時長の妻は三浦泰村の妹であり、両家は姻族であった）とその姻族が集まっていた。一方、経時は、北条一門で評定衆となっていた大叔父の政村と有時、時房流の朝直と資時等に支えられ、將軍派と対峙していたのである。経時の妻の父である宇都宮泰綱も経時のブレーンとして当初から評定衆に加えられていた。ただし、経時の同母弟時頼は、経時執政期中、評定衆をはじめとして主要なポストに就任しておらず、次期政権を担う存在として兄経時から遇されていなかったことに留意する必要がある。

將軍派の勢力が大きくなることを恐れた経時は、寛元二(一二四四)年四月、頼経に迫り、まだ六歳の頼経の子、頼嗣頼つぐを元服させ、將軍職を幼子に譲らせている。しかし、將軍派も動きをみせ、この年、三浦光村みつむら、千葉秀胤ひでたねといった將軍派の主要メンバーを評定衆に送りこんでいる。この年、北条有時が病気を理由に評定衆を辞任するも、その空席を北条一門から補うことが出来なかった。頼経派の巻き返しだが、これらの人事に投影されているものと思われる、頼経が鎌倉に留まれば、反執権派の勢いが増すと考えた経時は、頼経を京都に追いつ返そうと画策する。ところが將軍派の抵抗に遭い、ついに最後まで実現できなかった。頼経は「大殿」として鎌倉に留まり、幼將軍の後見として権威を保ったのである。また、経時は、將軍派を押さえ込む為に執権の権威向上を図った、たとえば、本来は執権が、評定の結果を逐一鎌倉殿に報告し、裁可を経るのが原則であったのだが、いちいち將軍に裁可を仰いでいては政務が滞るとして、これを取りやめた(追加法23条)。しかし、このような政策は結果として、將軍派と執権派との軋轢あつれきを一層深める方向に進んだことは疑いない。

そのような中で、寛元三(一二四五)年四月、將軍派の支柱ともいべき北条(名越)朝時が病没する。一方、執権経時も病を得て、先行きが見えなくなる。しかし、経時は、病気の身ながら、同年七月二十六日、十六歳になる妹、檜皮姫ひわだひめを頼嗣頼つぐに娶めとらせ、外家がいけとして新將軍に影響力を及ぼそうとしたのである。この日は凶日であったが、経時は「密儀」としてこの日に儀式を強行している。だが経時の病状は一向に回復せずに、余命幾ばくかと思われた寛元四(一二四六)年三月二十三日、経時の屋敷に時頼を始めとした北条一門の主要メンバーが集められ、「神秘御沙汰」と呼ばれる秘密会議が開催された。『吾妻鏡』には「両息いまだ幼稚の間、始終の牢籠ろうろうを止められんがために」時頼に執権職が譲渡されたと記されている。しかし、それまでの経時の時頼への接し方を見る限りでは、はじめから時頼に執権職

を譲渡することを考えていたとは思われない。おそらくのちに時頼が幼い嫡子時宗に執権職を継承させる手段として、一時的に中継ぎとして重時の子長時ながときに執権職を預けた様に、経時も幼子が成長するまでの間、弟の時頼に一時的に執権職を預けることを提案し、時頼にそれを約束させたものと思われる。

経時亡き後、將軍派の攻勢が予想される以上、幼子を次期執権とするわけにはいかなかったのであろう。『吾妻鏡』には、招集されたメンバーをはじめ、この時の会議の内容が詳細に記されておらず、不自然な表記になっている。「神秘の御沙汰」と言われている様に、この時の会議の参加メンバーだけが真相を知っていたのである。後に、時頼は兄との約束を反故にし、家督を篡奪する。本来、庶流に過ぎない時頼が、政治状況をうまく利用して家督を継ぐことに



北条経時の墓（鎌倉光明寺）

成功したのである。後日、経時の二人の子息、隆政りゅうせい（当時六歳）と頼助たのすけ（当時三歳）は仏門に入り、政治の表舞台から姿を消す。時頼は、兄経時から家督を継いだことの正統性を主張し、結果として時頼の子孫が嫡流家を継承した為に、あたかも正統性があったかのように我々は誤解してしまふ。

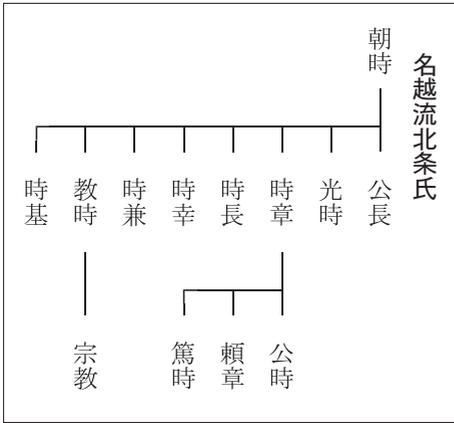
経時には、泰時のようなバランス感覚もなく、周囲への配慮も欠いていたが、裁判興行策に経時の政治カラーが示されているように思われる。経時は、のちの引付ひきつけ制度に繋がるような制度改革を寛元元（一二四三）

年二月に行っている(追加法205条)。即ち、評定衆を分番制にして効率を重視したのである。それとともに判決草案の作成期限を設け、裁判の迅速化もはかっている。評定事書を將軍に上程せず、そのまま判決案を作成しようとしたもの、もしかすると合理的な考えに基づいていたのかもしれない。証拠が十分な場合は、対決を省略するように命じたのもやはりスピードを重視したからであろう(追加法208条)。だがそればかりではなく、それによって生じた誤判を救済するために庭中制度も採用している点は彼が決して凡庸な政治家ではなかった事を示しているよう。

### 時頼の執権就任と寛元・宝治の政変

寛元四(一二四六)年閏四月二十三日、正五位上武蔵守であった経時が二十三歳で卒去すると、鎌倉が騒然としてくる。時頼の執権就任に反対する勢力が動きはじめたからである。勿論その中心には頼経がいた。名越流北条氏や三浦氏はその旗頭になると見なされていた。將軍派と執権派のそれぞれが鎌倉に兵を進め緊張感が高まったが、時頼は、五月二十四日の午後四時頃、名越光時、時幸兄弟が御所に入るのを確認すると、鎌倉全域に戒厳令を敷き、軍兵を投入した。三浦半島方面から鎌倉に入る若宮大路の中下馬橋には被官の洪谷氏を配置し、三浦勢の動向に特に注意を払いながら、三浦氏と名越氏との連絡がとれないように両者を分断している。表向きは家督の命に従わない名越光時等を処分するだけであると宣言し、名越氏にターゲットを絞ったのである。機先を制された光時をはじめとする名越一族は時頼に屈服する。この寛元の政変によって名越氏は、光時が所領没取の上、伊豆国へ流罪となり、時幸が自害に追い込まれた。勿論処分はこれにとどまらず、評定衆の中でも將軍派の後藤基綱、狩野為佐、千葉秀胤(上総へ配流)、町野康持(問注所執事職も解任)等がことごとく解任された。三浦氏は時頼と秘密裏に交渉をし、何とか難を

逃れたが、將軍派の殆どがこの政変によって排除された。また元凶となつてゐる頼経を都に送り返すとともに、関東申次の職にあつた頼経の父道家と兄実経二人の該職の更迭（実経は摂政も）を朝廷側に申し入れ、併せて後任に西園寺実氏を推挙している。朝廷と幕府を結ぶ関東申次の職は従来鎌倉將軍による指名が原則であつたが、その指名権もこの機会に執権が奪つたのである。九条道家は、これまでも幕府の意に反して、順徳院の子岩倉宮忠成王や、後鳥羽上皇の子六条宮雅成親王の即位を画策しており、この機会に道家を廟堂から排除しようとする時頼は考へたのである。六条宮は頼経の近臣藤原定員や名越光時とも親交があり、その情報は時頼のもとにも伝わつていたはずである。道家・実経父子の処分の後嵯峨上皇が難色を示すと、時頼は、洛中の治安維持のために夜間行われていた簞屋を直ちに停止



するように六波羅に命じている。幕府の命に従わなければどのような事になるのか、公家達に知らしめようとしたのであろう（その後も時頼生存中は簞屋の制は再開されなかつた）。しかし、後嵯峨上皇が関東に抗うはずもなく、関東申次には西園寺実氏が任命され、摂政も翌宝治元（一二四七）年正月に一条実経から近衛兼経に交替した。

寛元四（一二四六）年の政変直後、時頼は、後嵯峨上皇に幕府の評定制を模した院評定制を採用させている。これは簞屋役の廃止と相俟つての時頼の政策であつたと思われる。院評定制は、幕府評定制と同様、理非に基づき政務を行わせる為のもので、公卿議定制のリニューアルとも評価出来るものである。また簞屋の廃止は幕府に依存しきつてゐる帝都の治安維持を檢非違使

の職責にもどすことにその意味があつたはずである。つまり、両者ともに本来朝廷が為すべきことを徳政として朝廷に行わしめる事がその狙いであつたと考えられるのである。院評定制の採用は、御家人達から要望の多かつた裁判興行を図る為のものであつたし、簗屋役の廃止は御家人達の負担を軽減させるものであつた。つまり政情不安から御家人達の怒りの矛先が執権に向かわぬ様に、彼等の日頃の要望に答えた施策であつたとも評価できよう。

將軍派を一掃し、朝廷側にも楔を打ち込んだいま、重時を関東に呼び戻して、北条一門による翼賛体制を完成させようと時頼は考え始めた。だがこの構想を三浦泰村に諮ると、泰村はこれに難色を示した。政治力にたけた重時が関東に下り、時頼をサポートするようになれば、ますます三浦氏の立場が危うくなると感じたのであろう。三浦泰村に相談したのは、おそらく泰村が頼嗣の後見役となっていたからであらう。將軍側の意向を念のために確認しようとしたものと思われる。三浦氏と歩調を合わせることが難しいと考えた時頼は三浦氏の討伐を決意したはずである。

この時期に注目すべき現象が起こる。寛元の政変によって將軍派が肅正されたために、それに不安を覚えた御家人達が時頼に当知行安堵を求めてきたのである。時頼は彼等の要望に応え安堵の御教書を発給した。問題なのは安堵の主体が將軍ではなく執権であつたという点にある。御家人に対する当知行安堵は、本来將軍の下文をもつて為されるのが原則であつたが、時頼は、その原則を無視して御家人達に直接安堵したのである。これは明らかに執権の越権行為であつた。將軍派の殘党に揺さぶりをかけ、三浦氏と共に葬りさろうとする目論みが既に時頼にあつたのかもしれない。

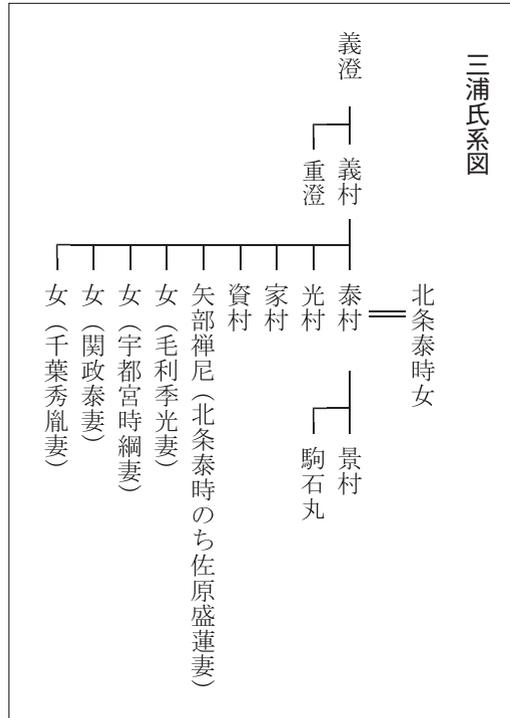
時頼は、出家して高野山金剛三昧院で本格的な密教僧となつていた外祖父の安達景盛を鎌倉に呼び寄せ、三浦氏討伐に備えた。一族郎党の數や姻族の多さで知られる三浦氏を討伐するとなれば周到な準備が必要であつた。『吾妻鏡』

には、宝治合戦を勃発させたのは安達氏であり、時頼はこの合戦に消極的に参加したかの如く記されているが、それは事実とはいえない。恐らくこの合戦が、だまし討ちのような後味のよくない戦であったがゆえに、編者がその責任を安達氏に負わせたものと考えられる。

そのことは、連日、時頼が安達景盛を自邸に招いて打ち合わせをしていたことから窺える。宝治元（一二四七）年五月六日、時頼は三浦泰村の子駒石丸を養子にしたいと泰村に申し入れる。四月に入り、安達氏をはじめとする執権派の御家人達が不穏な動きを始めたのを察知した三浦氏側が警戒し始め、備えを固めはじめていた矢先の出来事であった。これは時頼自身が三浦氏と事を起こそうという意思のないことを示すことで、三浦氏側の警戒を解くのが狙いだったと思われる。かくの如き状況下の五月十三日、將軍頼嗣の妻となっていた時頼の妹檜皮姫が病気で亡くなった。他家で喪に服す当時の慣行を利用して、時頼は、滞在先として敢えて三浦泰村邸を選び、そこで以後半月ばかり喪に服した。おそらく、時頼側の戦支度が遅れ兵力等が整わなかったために、服喪にかこつけて時頼が時間稼ぎをしたのであろう。また、時頼自らが敵陣に乗り込むことで、泰村に対して敵意のない所を示し、泰村を油断させようとしたのではなからうか。

時頼が泰村邸に滞在中も、三浦氏を挑発するような奇怪な出来事が次々に起こる。五月十八日の夕刻には、光物が安達氏の甘繩邸上空から泰村邸の方へ飛び去ると共に、安達邸で源氏を象徴する白旗が出現した。また五月二十一日には、鶴岡八幡宮寺の鳥居の前に、三浦泰村の誅伐を予告する立て札が掲げられた。さらに二十六日には、土方右衛門次郎という三浦氏縁故の者が、謀神社の神前に、三浦泰村の陰謀に加担しない旨の願文を提出し、人々の知る所となる。そしてその翌日の夜更け、時頼は、泰村の謀叛の意思が明らかになったとして泰村邸を抜け出し、臨戦態勢に

三浦氏系図



入る。

時頼は、泰村邸にありながら、三浦氏の在鎌倉の兵力を調べさせ、勝機があると判断した時頼が拳兵を決意したのであろう。時頼は事前に三浦氏庶流の佐原氏なども味方に引き入れ準備を進めていた。そして六月二日、時頼は相模、武蔵、駿河、伊豆の御家人達を時頼邸に集め布陣を確認している。翌三日には泰村邸に落書が投げ込まれるなど、戦いの幕開けは間近であった。しかし、四日には三浦方にも一族・郎党・縁者が続々と応援に駆けつけ「牆壁を成す」ほどだったので、時頼は、鎌倉殿の命と偽り軍兵の鎌倉からの退去を命じた。そして翌五日、時頼は、泰村に討伐の意思なき誓書を送り、和解を申し出る。泰村がこれに応じ、警戒を解いた午前十時頃、安達一族が泰村邸を急襲した。時頼は頼嗣の身柄確保の為に、金沢実時を御所に向かわせ、弟の時定を大將軍に任じていた。ただし、北条一門の柱石である政村がこの政変でどのように立ち回ったのか定かでない。政村は、三浦義村を烏帽子親とし、その義村の兄弟である重澄の娘を後妻に迎えていた。従って時頼に謀叛を疑われる恐れもあり、その為に敢えて自重していた可能性が高い。

三浦勢は、時頼方の奇襲に怯むことなく、光村をはじめとして奮戦するが、周到な計画のもとに拳兵した時頼軍の



三浦泰村供養塔（北条義時法華堂跡横）

がりの深い三浦氏に警戒を強めていったのは当然の流れであろう。寛元の政変を経て、九条道家を失脚させ、関東の將軍派を肅正したいまま、残す所は三浦氏の討滅を残すばかりであった。宝治の乱の結果を朝廷に報告させる為の時頼がしたためた六月五日付の重時宛の書状のなかで、午前十時頃、三浦側が仕掛けてきたので、やむなく合戦になったと嘘の報告が為されていることも注目すべきであろう。三浦勢の敗因の一つに、三浦氏の本領である三浦半島から軍兵を十分に動員出来なかったことが挙げられよう。三浦氏は安房や上総にも

前に、次々と討ち取られてしまう。追い詰められた三浦勢は、頼朝の法華堂に合流すると、覚悟を決め、三浦泰村、同家村、同資村などの兄弟をはじめ、宇都宮時綱、関政泰（ともに泰村義兄弟）などの姻族がそこで自決した。幕府御家人二百六十人、その郎党等を総勢五百人余りが自刃したと言われている。また、評定衆も勤めた毛利季光、千葉秀胤の二人も泰村の義兄弟として誅されている。三浦介は時頼方について庶流の佐原氏が引き継ぐことになるが、宝治の乱によって実質的に三浦嫡流家は滅び去ることになった。泰時が執権に就任する際に反泰時派に与し、北条政村の擁立を目指した事に端を発し、泰時の時から北条嫡流家は三浦嫡流家と距離を置くようになっていった。泰時が嫡男時氏の正室を安達氏から迎えたのも、その現れであろう。ポスト北条氏の最右翼であり、九条家や西園寺家とも繋

鎌倉北条氏列伝(三) 北条時頼(長又)

所領を有し、鎌倉の周囲を取り囲むように領地をもっていたが、肝心の三浦半島からのルートが時頼方によって遮断されていたのである。三浦半島から鎌倉に入るルートは、大切岸(おわりのきし)(尾根沿いに作られた城壁状の切岸)や狭小で足場の悪い名越の切通しが必要となっていたので、鎌倉側からは少数の兵力で防御することが可能であった。北条泰時は、都市鎌倉を整備する際に鎌倉へ入る切通しや坂道も掘削していた。北側は軍事・経済上重要な六浦道(むつらみち)や山ノ内道(あま)、朝比奈切通しや化粧坂切通し等を開鑿(かいざく)し、三浦半島に通じる東ルートには名越の切通しを開鑿したのである。

浦氏と雌雄を決することを見込んで、名越坂から鎌倉へはいる道は特に要害となるように開鑿したのである。宝治合戦直後の六月二十六日、妹(土御門通親娘(つちみかどみちちか))が三浦泰村の室であった鶴岡八幡宮寺の別当法務定親(じやうしん)が解任され、時頼帰依(りゆうべん)の隆弁(りゆうべん)に代えられた。また京都においても、泰村室の兄である久我通光(こがみちてる)が太政大臣を辞任している。宝治合戦の余波は宗教界や廟堂にも及んだのである。

九月十三日、頼朝の法華堂において、時頼は頼朝の月忌(がつぎ)を盛大にとり行なった。そこは、僅か三ヶ月前に、三浦一族が時頼に対し、恨みを残しながら自決した凄惨(せいたん)な現場でもあったのである。それにもかかわらず時頼は臆することなく恒例の法事に参列している。時頼にはこのような剛胆な所があったのである。

重時と時頼による二頭政治

宝治元(一二四七)年六月二十六日、時頼は自邸で「寄合(よりあひ)」会議を内々に開催した。翌日の評定会議を前に今後の方針を北条一門で確認しておく為のものであった。構成メンバーは、北条時頼、北条政村、金沢実時、安達義景(あだちよしかげ)(景盛嫡子)と被官の諏訪盛重(すわもりしげ)の五人であった。翌日、評定会議に参集したメンバーの中には、三浦泰村、同光村、千葉

秀胤、毛利季光、海東忠成（かいちゅうただしげ）といった反時頼派の姿は既になかった。七月には、寛元の政変の際に兄光時に与しなかつたとして名越時章（ときまさ）が新たに加えられ、評定衆十四名中、上位四名（政村・朝直・資時・時章）を北条一門が占めることとなった。

寛元・宝治の政変を通じて、大江、三浦、千葉といった幕府創建時の功臣の惣領家が、北条氏に臣従する庶流に移っていたのである（ただし千葉氏の場合は、家領を失いながらも上総権介流から千葉介流に家督がもどったといえる）。三浦介を庶流の佐原氏が継承したのをはじめ、大江氏では嫡流の毛利氏が滅んで庶流の長井氏が嫡流になった。当該期が幕府政治の大きな転換期であったことは疑いのない所である。七月一日には、將軍頼嗣の番衆が一斉に改替され

た。反時頼派が一掃され、親時頼派の者達で固められたはずである。

如上のように環境が整い、時頼の専制政治が開始されるかと思われた矢先、北条一門の重鎮である重時が京都から鎌倉に舞い戻り連署に就任する。後任の六波羅探題には重時の嫡子長時が就任する。

重時が、三浦氏討伐をどのように受け止めていたかは不明であるが、兄泰時の薫陶（くんどう）を受け、仁政を重んずる重時であったから、嫡流の家督でありながら、時に義理を欠く行動をとる時頼に対して苦々しく思ってい



北条時頼邸跡（現宝戒寺）

たのではないだろうか。重時が出家後に著した家訓「極楽寺殿御消息」第八十七条において「身をも家をもうしなへども、よきをすてず、つよきををこらず、儀理をふかく思ふ」べしと子孫達に戒めている重時であれば、若き時頼に對しても厳しい目を向けていたと想像できる。

鎌倉に帰った重時は当然のように経時邸に入る。経時邸は、経時が泰時邸を譲り受けた若宮大路小町邸で、北条氏の嫡流家督が受け継いできた屋敷であった。時頼は連署であった時房の宝戒寺小町邸に入っていた。五十歳の重時は、従四位上の相模守であったが、時頼はまだ二十一歳の従五位上、左近衛将監さかのえしやうげんであった。重時は、政治経験は言うまでもなく、官位官職でも時頼の上位にいたのである。北条一門の中でも長老格の重時がリーダーシップをとったことは想像に難くない。或いは重時の弟政村が重時の鎌倉帰還に一役買ったのかもしれない。『吾妻鏡』は、時頼が、重時の連署就任を望んでいたと記すが、時頼が積極的に望んでいたかどうかは疑問である。年若い時頼にとって道理を第一とする重時はむしろ煙たい存在であったはずである。

時頼の兄経時も左近衛将監の職にあったが、執権に就任すると、すぐに武蔵守であった大仏流北条朝直を遠江守に転任させ、武蔵守を得ている。ところが時頼の場合は、執権就任後も、左近衛将監のままで、武蔵守或いは相模守といった関東知行国の国守に就任出来なかつたのである。これは六波羅探題として朝廷との折衝役であった重時に押さえ込まれた結果であると思われる。

もともと執権泰時が武蔵守に就任していたのであるが、寛元元(一二四三)年に娘婿むすめむこである朝直(時房嫡子)に譲っていた。大仏流北条氏と二人三脚で政治を行ってゆこうとした泰時の意思の表れであろう。経時亡きあと、朝直が武蔵守に再任されるのは、大仏流北条氏の政治的立場を物語るものである。一方、泰時を支えた弟の重時も、叔父

時房亡き後、そのあとを継ぎ相模守に就任していた。重時の極楽寺流も北条氏の支柱の一つと見なされていたのである。経時の代あたりから、武蔵守もしくは相模守が執権に相応しい官職とみなされるようになっていたはずである。ところが時頼は執権に就任しても当該職に就けなかった。

重時が鎌倉に帰ってきた直後の宝治元（一二四七）年七月二十四日、政治の主導権を握ろうとした時頼は、重時邸に隣接していた將軍御所を時頼邸の近くに移設しようと計画する。しかしこの目論みは重時等の反対に遭い頓挫する。そればかりか、新造された重時邸には評定所と東小侍とが新たに設けられており、重時の存在とその役割がよりクロージアップされる結果となった。また、これと時を同じくして、時頼邸で行われていた深秘の寄合沙汰が開かれなくなっただ点も注目される。公正さを疑われるような、北条一門による秘密会議は控えるべきであるというのが重時の主張であったのではなからうか。

しかし、かくの如き重時と時頼との緊張関係は時頼からの歩みよりによって改善に向かう。建長元（一二四九）年頃、時頼は重時の娘を正妻に迎えたのである。重時との融和なくして政権運営が立ち行かないことを痛感した時頼が行動を起こしたのであろう。もともと時頼は、祖父泰時の指示により、宿老毛利季光の娘を正妻としていたのであるが、宝治の乱の際に季光が三浦勢に加担したので（季光の後妻が、三浦泰村の妹であった関係による）、季光を誅殺し、妻であるその娘も離縁していた。時頼が、重時の婿となることによって狙い通り政局が動きはじめた。建長元（一二四九）年六月十四日の除目じよもくで將軍頼嗣が左中將となった際に、時頼もあわせて相模守に任じられた。これにともない、重時は相模守から陸奥守へと転任した。時頼は執権就任三年目にしてようやく念願の相模守に就任することが出来たのである。それは即ち政権の棍取りを重時から任されたことを意味しよう。そしてその二年後の建長三（一二四五

一) 年には僅か二十五歳にして正五位下に叙されることになる(祖父泰時は五十歳にして正五位下となった)。

建長元(一二四九)十二月九日に、評定の下に三番制の引付制度が新たに採用されたが、その頭人には、一門の北条時村(一番)、北条(大仏)朝直(二番)、北条資時(三番)を任命している。これは経時執政期の仁治四(一二四三)年二月に導入された三番制の結番評定制を発展させたものであり、一般的には訴訟の迅速な処理を目的とするものと評価されている。また同時に引付頭人を北条一門に独占させることで嫡流家の権力集中を図ったとも理解されているように思われる。だが、この引付制度は、当初から御家人訴訟に限らず一般政務も分担していたようであり、頭人以下、評定衆、引付衆、奉行人がチームを構成して政務を分掌するシステムが引付制度であったと言えよう。したがって北条一門を主要ポストにつけた幕府の機構改革が引付制度のスタートであったと評価できるのではないだろうか。これは重時と時頼とが協調しておこなった政治改革であったと考えてよいであろう。

引付制度の導入により、政務の円滑化、特に裁判の迅速な処理が図られたが、翌建長二(一二五〇)年には三番制から五番制へ、建長三(一二五二)年六月五日には五番制から六番制へ、そしてその僅か十五日後の六月二十日には、また当初の三番制へ戻されるなど、その編成に紆余曲折が見られた。かくの如き改組に政治的な駆け引きがあったことを想定する研究者も多い。

なお、幕府政治の変革という意味では御家人への所領安堵の在り方について指摘しておく必要がある。寛元の政変後、執権が関東御教書をもって所領安堵を行ない始めたことをさきに紹介した。これは実権が誰であるのかを内外に示す意味もあつたはずである。このような執権による安堵は宝治の乱後も引き続き行われた(確認出来る下限は宝治二年五月十一日付のもの)。

ところが、建長三（一二五一）年六月に將軍頼嗣が従三位となり政所の開設資格を得て、政所下文を發給するようになる。御家人への所領安堵は本来の如く將軍家政所下文によってなされるようになる。だが、これとして將軍家の「御恩」によって安堵されるという本来の意味は既に失われていた可能性が高い。なぜなら政所下文の形式に大きな変化が認められるからである。即ち、頼朝期以来、令、知家事、案主といった政所の家司達が下文に署判者として名を連ねてきたのであるが、事後は彼等が署判することはなくなり（ただしその官姓のみは記される）執権と連署の二人のみが政所別当として署判するようになったのである。これは新恩・安堵といった重要事項に關しても家司達が消極的にしか關わっていないことが暗示させるものであろう。形式的には鎌倉殿による安堵にみえても、実質的には執権・連署による安堵となつてしまつていたのである。かく幕府發給文書の形式上の変化からも將軍に掣肘を加える執権の姿が浮き彫りとなるのである。

### 時頼施政の特色

建長三（一二五一）年五月十五日、時頼と重時娘との間に待望の正寿（のちの時宗）が生まれる。時頼には、宝治二（一二四八）年生まれの讃岐局を母とする長子宝寿（のちの時輔）がいたが、この兄を嫡子とはせず、重時娘との間に生まれた正寿に太郎を名乗らせ嫡子とした。建長五（一二五三）年正月二十八日には、三男福寿（のちの宗政）が誕生するが、これも正寿と同腹であった（他に母未詳の宗頼がいる）。

時頼は、正室との間の嫡男として正寿を別格に扱った。幼少期より嫡庶の別を強調し、特に公式の場では、時宗、宗政、時輔、宗頼の序次を厳守させた。重時の外孫となる時宗を家督とすることで、重時のサポートを受けながら、

時頼流が嫡流家家督を継承していく、その道筋をつけようとしたのであろう。

北条氏は関東御家人の雄族と姻戚関係を結び、パワーバランスを保ってきたが、北条氏の地位を脅かす存在となりうる一族に対しては、容赦なく刃を向けて政治の表舞台から引きずり降ろしていった。権力争いに敗れた武蔵の比企一族、相模の和田・三浦一族などが、北条氏によって排除されてきた。なかでも摂家将軍家とも結びつきが強く、南関東に強固な支配権と人的ネットワークを持つ三浦氏一門を滅ぼしたことは大きな意味があった。これによって政局を安定させることが出来、さらには南関東地域における北条氏の支配権を盤石なものにすることが出来たからである。

しかし、宝治元(一二四七)年十二月に、御家人達の京都大番役の負担を半年から三ヶ月に短縮するなど、反北条氏の機運が高まらない様に努力した。そのことは、宝治の乱後、下総の結城朝光が泰村誅殺に不満を漏らし、時頼を批判したにも拘わらず、時頼は、これを咎めぬばかりか、朝光の性廉直として鎮西小鳥荘を与えていることに象徴される様に思われる。下総の結城氏のみならず、北関東には、下野の足利氏、小山氏、宇都宮氏、上野の新田氏、下総の長沼氏、常陸の八田氏等の雄族が勢力を温存しており、彼等の動向が今後の政局を左右しかねないことを時頼は認識していたのであろう。時頼は、長男時輔の烏帽子親に足利嫡流家の家督頼氏(泰氏嫡男、母は時頼妹)を指名し、その室に小山長村の娘を迎えており、時頼が北関東の豪族との関係にも配慮してことが窺えよう。二男時宗の正室に安達泰盛の妹を、三男宗政の正室に北条政村の娘を迎えていることから考えれば、小山氏との姻戚関係も政治的な意味があったと考えるべきであろう。

だが、頼経の子頼嗣が鎌倉殿として君臨している以上、また新たな火種となることは明かだった。しかも京に戻った頼経が鎌倉帰還を狙っているとの情報も入ってきていた。宝治の乱後も、九条道家、頼経父子は、まだ陰謀を企て



を有しており、その門地の高さが窺えよう。北条氏も当初から足利氏の動向には目を光らせており、足利氏と濃密な姻戚関係を結んでいた。足利義兼の正室は北条時政の女、足利義氏よしとじの正室は北条泰時の女、足利泰氏の正室は北条時氏の女(つまり時頼の妹)であった。北条嫡流家は、有力な御家人から嫁を迎え入れ権力基盤を固めてきたが、門葉もんようである足利氏には娘を嫁がせ姻戚関係を結んできた。また足利氏としても、門葉が次々に肅清されていくなかで、北条氏と手を携たすきえることで生き残りを図り、それに成功してきたという経緯があった。泰氏の父義氏は、北条経時、時頼政権を良くサポートした。たとえば宝治の乱の際に時氏は、軍功のみならず祈祷の賞にも預かっている。『徒然草』第二百十六段に描かれた義氏と時頼との親密な関係は、その頃の両者の関係を示したものであろう。ところが、建長三年の政変に嫡子泰氏が巻き込まれた結果、北条嫡流家と足利氏との蜜月関係は終わりをとげる。泰氏は、家を守る為に三十六歳という若さでありながら、出家という非常手段に出るしなくなる。時頼側も、事情を考慮して、泰氏を自由出家の罪で罰し、上総国殖生はふしよ荘の没収のみで事を穏便に収めた。

泰氏の後は、時頼の妹を母とする三男の頼氏(尊氏曾祖父)が家嫡となる(当時十二歳前後か)。泰氏の出家から三年後の建長六(一二五四)年十一月には義氏も他界し、北条嫡流家は足利氏と距離を置くこととなる。これによって足利氏が三代にわたり続けてきた、北条嫡流家からの嫁取りの伝統も泰氏で途絶えてしまう。

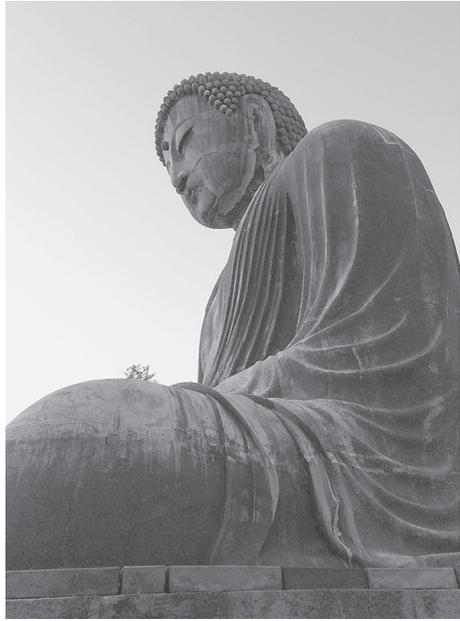
時頼は、建長三年の政変を機に、將軍頼嗣を廃し、京都へ護送した。そして予め計画していた親王將軍の東下を後嵯峨上皇に要請し、後嵯峨上皇の長子宗尊親王を征夷大將軍として鎌倉に迎え入れることに成功する。宗尊親王は元服を迎えたばかりの十一歳の若者であった、頼経や頼嗣と同じように傀儡將軍として鎌倉の主となったのである。九条家の一族は後嵯峨上皇の勅勘を受け、九条道家は失意の内に生涯を終える。寛元の政変の後に、道家に代わって西

園寺実定が関東申次の地位を得た後は、鎌倉期を通じて西園寺家がその地位を守り続け、ゆるぎない立場を手に入れることとなる。

建長五（一二五三）年、親王將軍東下後の翌年七月十二日、朝廷は新制を下す。諸人に対する過差禁止や、諸社の神人や天皇家の供御人等の商業活動に統制を加える事が主たる目的であった。これを受けて時頼が、祖父泰時が幕府独自の過差禁制法として初めて制定した延応二年の武家新制と併せて九月十六日に施行している所を見ると、時頼が朝廷に新制を要請した可能性が高い。翌十月十一日には、諸国の本補地頭、新補地頭が遵守すべき所務法の原則を再確認すると共に、近年高騰が続いているとして、薪、炭、萱木及び藁、糠などの馬草の公定価格を定め、押買を禁じている。また「不法」が確認されたとして和賀江島で取引される材木の寸法までも事細かく制限している。東西同時に新制を下すことよって商工業を統制しようとしたのであろう。翌建長六（一二五四）年四月二十九日には、唐船の鎌倉への乗り入れを五艘に制限し、その他は破却するように命じている。対外貿易も幕府が主導権をもって掌握しようとしたのであろう。

ただし、時頼のこの政策は、建長五（一二五三）年に始まったことではなく、建長三（一二五二）年十二月三日には、商人の営業活動に制限を加え、鎌倉における商業施設の設営を、大町、小町、米町、亀谷辻、和賀江、大倉辻、気と飛坂山上の七箇所限定する禁制を下していたし、翌建長四（一二五二）年九月三十日には鎌倉中での酒の販売を禁ずるなど、商人に厳しい態度で臨んでいた。

時頼が、商業統制、儉約・過差禁制などと共に、裁判の興行、所務法の立法等を積極的に行ったのは、それが為政者としての徳政事項であったからである。時頼が院評定制の導入を朝廷に促す際に、徳政として行わしめた事は前述



鎌倉大仏(高德院)

した通りである。公武を支配下においた「国主」としての時頼の自負をそこから読み取るべきであろう。民の声を聞き、在地領主の苛政を許さないという撫民政策を時頼が声高に提唱したのも、「国主」としての意気込みからであろう。

承久の乱を経て、泰時執政期には既に国家権力を掌握していたが、親族を含め、内外に敵対勢力がおり、法制度の整備も緒に就いたばかりであったから慎重な梶取りが必要であった。しかも京都においては將軍の実父たる九条道家が実権をもって暗躍していたことも

あり、不安材料が残っていた。ところが時頼は、幕府が擁立した後嵯峨上皇の協力を得ながら、寛元・宝治・建長の政変を通じて、朝廷や幕府における反対勢力を駆逐することに成功する。しかも、その過程で北条一門を結束させ、北条一門で幕府の主要ポストを固めるといった体制作りにも成功したのである。その総仕上げが、摂家將軍の鎌倉からの追放であった。新たに親王(後嵯峨上皇の第一皇子)を鎌倉の主に迎え入れることで、シンボルとしての將軍と、統治権者としての執権、という構造が明確になってゆく。

時頼は、折に触れ、祖父泰時を顕彰し、その先例を踏襲している。それは自らが北条嫡流家の正統なる後継者であることをアピールする為でもあった。御成敗式目を武家の基本法として尊重したのも、所務法や訴訟法を整えたのも

泰時を範としたものと思われるし、質素・儉約を実践した泰時の生活態度も時頼は見本としたようである。理世撫民の王道論も泰時から学んだものであったはずである。建長四（一二五二）年八月に時頼が鎌倉深沢の地に金銅の阿弥陀如来像（鎌倉大仏）の鑄造を命じたのも、同地に泰時が作らせた木像の阿弥陀如来像（完成は寛元元年）を耐久性の高いものに造り替え、泰時の偉業を称えたものと思われる。

時頼は、正嘉二（一二五八）年に制定した不易法（判決を確定させ、再審を認めない法）において、源家三代将軍と北条政子の成敗のみならず、執権泰時の成敗までも不易化の対象としている（追加法31条）。当該法の立法化は、泰時執政期以降、幕府の主権が執権に移ったことを明示するものであったが、それは取りも直さずその後継者である時頼自身の政治的立場を誇示するものであったのである。

泰時に憧れていた時頼であったが、その行いは似て非なるものがあつた。所務法の立法についても両者はその方向性が異なる。泰時は是非の糺明に重きを置き、衡平をスローガンとしたが、時頼は合理化に重きを置き、職権主義的に迅速に処理・解決することを良しとした。権門間の係争に対しても泰時の場合は、中立的な立場を貫いたが、時頼の場合はそうではなかった。たとえば園城寺の戒壇院設置をめぐる、正嘉元（一二五七）年から園城寺（寺門派）と延暦寺（山門派）との間で抗争がはじまるが、時頼はこの争いに横やりを入れている。幕府との繋がりが深い園城寺の願いを聞き入れ、朝廷に働きかけたのである。時頼の護持僧である山門派の隆弁が奔走したらしい。幕府の強力な後ろ盾を得て、文応元（一二六〇）年正月四日には、園城寺の戒壇が勅許となったが、延暦寺側の猛反発を受け、その勅許は取り消された。園城寺側に道理がないことを知りながら、時頼はこれを援護したのである。泰時は、寺社権門と雖も不法行為があれば容赦なく糾弾したが、道理のない者に左袒するなど、泰時ならば考えられなかったこと

であり、そこに権力者としての時頼の奢り(おご)を垣間見ることができよう。

### 時頼の宗教政策

時頼が泰時と異なるのは宗教政策を特に重視した点であろう。時頼は弘長元(一二六一)年に、これまでの追加法の集大成ともいべき関東新制六十一箇条を発するが、その内の十二箇条は神事仏事の勤行や殺生禁断に関するものであり、時頼が如何に宗教政策に重きを置いていたのかが窺える。

泰時の場合は、個人的な関係は除き、特定の仏教宗派を特に保護することなく宗教界と一定の距離を保ったが、時頼の場合は積極的に寺社権門との関わりを深めた。時頼の宗教政策といえば、中国禅の制度を導入し、鎌倉に建長寺を創建し、禅宗発展の基を作ったという点が特に評価されているが、時頼が保護したのは、禅門に限らず、顕密・念仏・律など多岐にわたった。

顕密といえば、三井寺の僧隆弁を護持僧に招き、武家政権発足以来関係の深かった寺門派との繋がりをより深めている。宝治合戦の後、隆弁を鶴岡八幡宮寺別当に任命したが、彼は後に園城寺の長吏となる。隆弁の勧めもあるが、事あるごとに時頼が大般若経の真説・転説を行っていることも印象的である。また、顕密の碩学であった鶴岡弁法印(とくはんにん)審範(とくはん)と時頼との親交も『吾妻鏡』弘長元(一二六一)年九月三日条から知られる所である。

念仏といえば、北条一門(北条重時や朝直等)や自らの被官(諏訪盛重等)に信者が多かったという環境があった。彼等に支えられていた時頼とすれば浄土教を保護せざるを得なかつたはずである。ただし、本人も念仏信仰に対し消極的であつたわけではなく、信濃国善光寺に対する信仰をもっていたのをはじめ、鎌倉の浄光明寺(じよこうみやうじ)の創建にも関わつ

ている。

律宗との関わりは、信仰の問題だけではなく、律宗教団が自発的に行っていた社会事業とのからみが重要な意味をもつ。鎌倉の都市行政の一部を律宗教団が請け負うことになるからである。時頼をはじめ北条一門の人々が奈良西大寺の僧叡尊えいそんに帰依したことが鎌倉における律宗興隆のきっかけとなった。ただし、鎌倉において律宗教団が社会事業を本格的に行うようになるのは、文永四（一二六七）年に叡尊の弟子忍性にんじょうが極楽寺に入ってから後のことではあるけれども。その後、幕府の宗教政策が、禅・律を中心とするようになっていくことを考えれば、その二本柱が、時頼執政期に揃ったことの意味は大きい。



建長寺

さて、禅宗についてであるが、時頼の宗教政策の柱となったことは疑いない。建長五（一二五二）年に中国人渡来僧の蘭溪道隆らんけいどうりゅう（臨済宗松源派）を開山として招き、建長寺を創建したが、これは我が国最初の本格的な禅宗寺院であった。建長寺は住持の任命をすべて幕府が行う公的な寺院であり、住持の一派独占を許さなかった。建長寺創建の目的は、落慶供養にあわせ行われた五部大乘経供養の願文の趣旨からも明かな様に、「上は皇帝ほんせいの方歳、将軍家及び重臣の千秋せんしゅう、天下の太平を祈り、下は三代の上将、二位家ならびに御一門の

過去、数輩の没後を訪ひたまふ」ことであつた(『吾妻鏡』建長五年十一月二十五日条)。つまり、源家三代の將軍家と二位家(政子)、北条御一門の先祖達を相並べて申うとともに、天皇、將軍(プラス重臣)の千秋万歳と國家太平を祈っているのである。これは建長寺の開基(施主)である時頼が、國家の祭祀權を掌握したことの自信の表れとも言えよう。同寺の仏殿には時頼と蘭溪道隆の連名による梁牌銘が残されているが(『鎌倉遺文』七六三八号)、時頼は、東西政權が一つとなつたことを慶び、道隆は、鎌倉殿を主体とする王法、仏法の興隆を願っているのである。このような禪宗寺院が國家祭祀權掌握のシンボルとして創建されたことは重要な意味がある。宋朝禪にはもともと權力に迎合する性格が強かつたからである。中国では、唐宋五代の戦乱によつて貴族が消滅した為に、北宋時代以来、士大夫階級が政治の主導權を握つていた。川添昭二氏が指摘するように、南宋における禪と士大夫との補完的關係が時頼を捉えたのであろう。中国新興の士大夫階級と日本の武家とを重ねあわせて考へたのであろう。また宋朝禪は、王法と仏法の一致を説くだけではなく、仏教諸宗派、さらには儒教や道教とも習合し(「儒禪一致」、「三教一致」)融通無碍な性格を示していた。日本に伝わり、明庵榮西によつて鎌倉に將來された臨濟禪も円、密・禪・戒を併せもつたものであり、宋朝禪の性格を引き継ぐものであつた、榮西の孫弟子で、東福寺の開山ともなつた円爾も諸教融合的な思想をもつて、時頼に禪を講義していたようである。

かくのごとき兼修禪ではなく、純禪たる曹洞禪を日本で初めて立ち上げたのは道元であつた。時頼から鎌倉に招かれ、寺の創建を提案されるが、世俗の權力に飲み込まれることを恐れた道元は、鎌倉を離れる。

初代建長寺住職となつた蘭溪道隆と二世住職となつた兀庵普寧(臨濟宗破庵派)は、ともに外護者である時頼を称えて、時頼が過去世において、菩薩、仏であつたと阿諛しているが、彼等の言葉からも禪僧の王主教徒的Ⅱ國家仏教

的な思想を読み取ることが出来る。時頼は、禪宗を柱としながらも、仏教諸宗派も王法に従属させることで、武家が主導する新しい政教一致のスタイルを確立させようとしたのであろう。文応元（一二六〇）年に日蓮は、時頼に対し、『立正安国論』を上程するが、これも国家仏教的政策を時頼が推し進めていた為ではないだろうか。日蓮は、その機会をとらえて法華経を中心とした顕教を日本仏教の柱とするように時頼に訴えたと考えられるのである。

また、時頼の神祇信仰も特徴的である。幕府守護神としての鶴岡八幡宮寺や伊豆走湯山（伊豆山神社）、菅根神社、三嶋大社に対する信仰は言うに及ばず、信濃国諏訪社、武蔵国鷲大明神（鷲宮神社）など関東諸社に奉幣を行っている。宝治二（一二四八）年十二月二十日に、伊勢皇大神宮以下、宗たる神社の神領に関する訴えは即日に取り次ぎ処理することを評定で決していることは、諸国の大社を保護せんとする時頼の態度の現れであろう。また建長二（一二五〇）年七月には、都鄙の神社の興行策について評定会議で何度も論議されている。

文応元年（一二六〇）六月十二日には全国の社に「国土安穩、疾病対治」を祈らせ、大般若経、最勝王経、仁王経の転読を命じている点も看過出来ない。なかでも正嘉元（一二五七）年四月、伊勢の皇大神宮に大般若経六百巻を奉納した際に奉った時頼の願文は注目される。時頼は皇祖神に対し、「民黎を富饒するは経の恵力」であるが「国家を擁護するものは神の明德なり」と述べ、皇祖神の加護を求めているのである。日蓮は、後鳥羽上皇が邪な気持ちで政治を行った為に、天照大御神と交わした八幡大菩薩の百王守護の誓願が破れ、承久の乱後、天皇家に代わり不妄語な北条氏が八幡大菩薩に守護され「国主」となったと『諫曉八幡抄』において明言しているが、「国主」として神仏に守護されているという自負が時頼自身にもあったからこそ、右のような願文を堂々と皇祖神に進めたのであろう。

## 晩年の時頼

建長八(一二五六)年三月、時頼を支えてきた重時が連署を辞退し出家する。重時の弟政村が後任の連署となった。それにともない重時の嫡子長時は六波羅探題の職を辞し、鎌倉にもどる。予め幕府要職への就任が決まっていたのであろう。長時は鎌倉入りすると、六月二十三日、引付衆を経ずに評定衆に抜擢され、さらに七月二十日には左近将監げんから武蔵守に任じられる。ちょうどその時期に時頼が出家の準備を始めていることから、長時の武蔵守任官も、それにむけての準備であったと思われる。その後、時頼が、はしか、赤痢せきりに罹り患かんした為、準備が遅れたが、十一月二十三日に山ノ内の別邸に隣接して作られた最明寺さいみやうじにおいて蘭溪道隆を戒師として出家する。当年三十歳であった。出家の前日、時頼は、執権職を二十七歳の長時に譲っている。その際に、武蔵国の国務、侍所別当職、そして宝戒寺小町



北条時頼像

(神奈川県立歴史博物館所蔵)

邸も併せて譲られたと『吾妻鏡』には記されている。嫡流家以外の者が、執権職を襲おそうことは初めてであったが、これは『吾妻鏡』同日条に、「預け申した」とある様に、家督である幼い正寿(時宗)が成長し、執権に就任するまでの橋渡しに過ぎなかった。おそらくこの人事は、重時と時頼との間で綿密に打ち合わされた結果であろう。重時の外孫である時宗を無事執権職に就かせることがその目的であった。時頼は自分が急逝きゆうせいしたときは時宗に家督を継承させることが難しくなると考え、実直な重時親子の協力を求めたものと思われる。

重時父子のみならず、安達一族もまた正寿の後見役として重要な役割を担った。正寿出生の地は安達氏の甘繩邸であったし、正寿元服の際の烏帽子持参役を安達泰盛（義景嫡子）に勤めさせている。さらに泰盛の妹を時宗の室とし、安達氏との紐帯を強化している。時頼自身、兄経時との約束を反故にし、家督を奪った経緯があるので、その二の舞にならぬ様に周到に考えたのであろう。

出家後も権力を象徴する元日の椀飯沙汰人を毎年続けている様に、時頼の権力志向は出家後も留まることがなかった。弘長二（一二六二）年六月十三日に、時頼が叡尊と面会した際に、自分はまだまだ征夷の権を執っており、「仏法の為には片時もいまだ捨身の心を発せず。愚痴の至りなり」と思わず吐露しているのは時頼の正直な心持ちだったと思われる（『関東往還記』）。そのことは、弘長元（一二六一）年二月三十日に六十一箇条に及ぶ関東新制（追加法第397条）を下したことから窺える。これまでの関東新制は公家新制を受けて発せられていたのであるが、この「弘長新制」は、公家新制二十一箇条が五月一日に下される前に先行して発せられている。弘長という和暦は辛酉の革命改元によるものだったが、さらなる徳政の実施ということで、関東主導で東西呼応して新制を発令したのである。この関東新制は公家新制の法形式を取りこんだ今までにない大部な法令集であり、自後の武家法の規範となるものであった。禁制として厳格な適用を求めている所の特徴がある。なかでも注目されるのは、奢侈禁令の対象が鎌倉将軍にも及んでいるという点であろう（追加法356・362条）。執権・連署の名で発せられているが、時頼の指示で編纂されていることは明白である。

出家した時頼が、幕政に参画し続けたのも、幼い嫡子正寿に北条嫡流家の家督を継がせる為であった。時頼が出家した翌康元二（一二五七）年、正寿は七歳で元服し時宗と名乗る。時頼にしてみれば、時宗が成長するまで執権の後

見役として君臨したいと考えていたのであろう、執権職が形骸化する端緒がここにあった。時頼は、時頼流が北条嫡流家の本流となることに執着していたに違いない。

北条嫡流家の家督を示す「得宗」という言葉も、実は時頼による命名であった可能性が高い。義時、泰時、経時、時頼という流れが嫡流であること、つまり自分が傍流ではないことを後世に示そうとして「道崇」という法名を名乗る際に、曾祖父義時にも「得宗」の法名を追号していたのである(義時のもともとの法名は「観海」であった)。得宗は本来、「得崇」であった。時頼の孫貞時が「崇演」、曾孫高時が「崇鑑」と名乗っているのも、時頼との関係を意識したものに違いない(時宗は急逝した為、自ら法名を付けられなかった)。また時頼の直系卑属は、法名のみならずその幼名も継承している。時頼の幼名は「戒寿」であったが、その子時宗(「正寿」、宗政(「福寿」、孫の貞時(「幸寿」、曾孫の高時(「成寿」、玄孫の邦時(「万寿」)等は、時頼の幼名を引き継ぎ、「寿」の字を通字としている。時頼には著名な廻国伝説がある。出家後に国々の有様や人々の愁訴を聞くために、数年間、日本全国を行脚したという伝説である。だが『吾妻鏡』には一切見えず、南北朝時代の『太平記』『増鏡』等の文学作品に時頼廻国譚が登場する。それをもとに室町時代に『鉢の木』『藤栄』『浦上』といった謡曲が作られ、江戸時代には『弘長記』『北条九代記』など時頼を礼賛する物語が流布した。出家後も幕政を主導した時頼であったから、いくら隠密行動であったとはいえ、数年間も諸国を行脚したとは考えられない。しかし、このような伝承が後世に流布している以上、何かしらの根拠があったはずである。廻国伝説の内容を見ると、その大半は訴えが届かずに没落した中小御家人を時頼が救済するというストーリーになっている。これは裁判の興行を図り、没落した弱小御家人を救済せんとした時頼の政策に一致するものである。時頼の保護政策によって救われた弱小御家人達が時頼を賛美した結果生まれたのが時頼廻国

伝説であったのではなからうか。

また、無住道暎の『雑談集』（巻第三）には幼い時頼の話が載せられている。時頼がお堂や仏像を作って遊んでばかりいるのを心配した被官達が武芸を嗜むように時頼に勧めると、それを見ていた祖父泰時が被官達を制して、祇園精舎を建てた大工の棟梁の生まれ代わりが時頼なのだから仕方ないことなのだよ、と述べたというストーリーになっている。この話ではこのあとに、成長した時頼が、宋朝禪を将来して建長寺を建立し、仏法を興隆させるとともに、国王の如く、天下を自在に成敗したことなどが語られているのである。この時頼前世譚も、時頼が宗教政策に力を入れ、新しい国家仏教体制を構築せんとした事実から生み出されたものであった様に思われる。



北条時頼の墓（明月院）

出家後も後見政治を続けた時頼は、弘長三（一二六三）年十一月二十二日、最明寺北亭において、座禪をしながら三十七歳の生涯を終える。『吾妻鏡』同日条所載の時頼の卒伝には「平生の間、武略以て君を輔け、仁義を施し民を撫づ。然る間、天意に達して人望に協ふ。終焉の尅、又手して印を結び、口に頌を唱えて即身成仏の瑞相を現はす。本より権化の再来なり。誰かこれを論ぜんや。道俗貴賤群を成し之を拜し奉る」とある。『吾妻鏡』はここでもやはり時頼を賛美している。右の卒伝で注目すべきなのは、禪僧の威儀を保ち

鎌倉北条氏列伝(三) 北条時頼(長又)

ながら、密教的な儀式を行い最後を迎えている所であろう。この臨終の姿に時頼の信仰の在り方が表現されているといえよう。時頼の墓は神奈川県鎌倉市の明月院にある。

参考文献

- 秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』(吉川弘文館、二〇〇六年)  
網野善彦『蒙古襲来(上)』(小学館ライブラリー24、一九九二年、初出は一九七四年)  
石井進『北条時頼廻国伝説の真偽』(『石井進著作集第四巻 鎌倉幕府と北条氏』岩波書店、二〇〇四年)  
市川浩史『時頼の卒伝を読む』(『吾妻鏡の思想史―北条時頼を読む―』吉川弘文館、二〇〇二年)  
尹漢湧『引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造』(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二十二号、二〇一二年)  
伊吹敦『禅の歴史』(法蔵館、二〇〇一年)  
岡部長章『北条時頼―国史の再検討―』(朝日新聞社、一九五四年)  
奥富敬之『時頼と時宗』(日本放送出版協会、二〇〇〇年)  
川添昭二『鎌倉仏教と中国仏教―渡来禅僧を中心として―』(『対外関係の史的展開』文献出版、一九九六年)  
同『日蓮とその時代』(山喜房、一九九九年)  
工藤勝彦『九条頼経・頼嗣将軍期における将軍権力と執権権力』(『日本歴史』第513号、一九九一年)  
近藤成一『文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回』(『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年)  
鈴木かほる『寛元の政変・宝治合戦の通説への疑問―建長・弘長騒動までを見直す』(『鎌倉遺文研究』第38号、二〇一六年)  
高橋慎一郎『人物叢書 北条時頼』(吉川弘文館、二〇一三年)  
藤岡大拙『禅宗の日本的展開』(『仏教史学』第七卷第三号、一九五八年)  
細川重男・本郷和人『北条得宗家成立試論』(『東京大学史料編纂所研究紀要』第十一号、二〇〇一年)  
松島周一『鎌倉時代の足利氏と三河』(同成社、二〇一六年)

森 幸夫 『人物叢書 北条重時』(吉川弘文館、二〇〇九年)

同 「得宗家嫡の仮名をめぐる小考察―四郎と太郎―」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年)

村井章介 『北条時宗と蒙古襲来 時代・世界・個人を読む』(日本放送出版協会、二〇〇一年)

安田元久 『鎌倉執権政治』(教育社歴史新書、一九七九年)

同 「北条時頼」(『武士世界形成の群像』吉川弘文館、一九八六年)

山口俊章 『史伝 鎌倉源家北条記』(未知谷、二〇〇九年)

渡邊晴美 『鎌倉幕府北条氏一門の研究』(汲古書院、二〇一五年)

同 「建長年間における北条時頼政権の実態分析(Ⅰ)」(Ⅲ)『政治経済史学』550・578・586、二〇一二・二〇一五年)